

## EU諸国向けの各種証明申請についてお願い

2019 年 2 月より発効した日EU・EPAでは、自己申告制度を採用しており、インボイス等の商業用書類に当該産品が協定上の原産品である旨の「原産地に関する申告文」を記載することによって関税の減免が受けられる制度となっております。

当センターでは、日EU・EPAの特恵関税適用を目的とした自己申告書への各種証明はいたしません。同協定文書に記載されている「原産地に関する申告文の例」は下記のとおりです。

各種証明申請書類には疑義を生じるような内容を記載されないよう、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

### 原産地に関する申告文の例

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of **preferential origin**.

(日本語訳)

この文書の対象となる産品の輸出者（輸出者参照番号）は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地が特恵に係る原産地であることを申告する。

出典：外務省HP「日EU経済連携協定（EPA）」協定文書

ANNEX 3-D TEXT OF THE STATEMENT OF ORIGIN

(<https://www.mofa.go.jp/files/000382122.pdf>)

参考：税関HP「自己申告制度」利用の手引き > 日EU・EPA」

[http://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_eu.pdf](http://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_eu.pdf)